

畳類公正競争規約作成連絡会 幹事・3委員長会議の概要

日 時：平成27年9月25日（金）10：10～12：00

場 所：農林水産省三番町分庁舎会議室

出 席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合7名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材料卸商組合連合会1名、全国畳産業振興会1名、全日本 JIS 畳床工業協同組合1名、全日本 ISO 畳振興協議会2名

：オブザーバー 経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 公正取引協議会の設立に向けての会員募集について

○7/24 に消費者庁から示された課題の一つである「業界内における規約設定に対する理解を促進し、規約への参加事業者を拡大する」件について、検討を行った。主な検討内容は下記のとおり。

- ・連絡会の主催8団体の会員については、各団体から各会員に説明し、規約への理解を促進する。
- ・連絡会の主催8団体以外の個人、法人や組合に対しては、材料商主導で説明、勧誘を行う。その際、各都道府県で主体となる材料商を決め、その方を中心に推進する。また、重複して機械メーカーやその他業者からの働きかけも行う。
- ・組合非加盟の畳店に対しては、（表示の件以外も含めて業界としてまとまることが好ましく、また情報伝達の効率等も考慮して）まずは既存の組合である全日畳や ISO 畳への加盟を促し、それらの組合を通じた協議会への加盟を推奨することとする。

2 公正競争規約に関する情報提供について

○規約の認知度向上のために行う、業界向け、一般消費者向け、工務店・ハウスメーカー向けの情報提供について検討を行った。主な検討内容は下記のとおり。

- ・畳店等の業界向けの情報提供に関しては、ある程度詳細な情報を提供して、規約内容の周知と非会員の勧誘を同時に行う。また、協議会設立前には、再度、全国9ブロックの説明会の実施を検討する。
- ・畳店は発注元からの要請の影響を受けやすいので、畳店の協力を促すためには、発注元である工務店、建築士等への周知に注力し、発注元から畳店に公正マークを求めてもらうことが望ましい。
- ・業界以外（一般消費者、工務店・ハウスメーカー）への情報提供方法としては、下記の提案があった。
 - *簡単な表現で漫画的な1枚紙のポスター、チラシを作成する。
 - *工務店・ハウスメーカーに向けては簡易な資料を用意して、規約による表示の活用を促す。
 - *消費者向けについては、印刷物となると大変なので、配布に費用のかからない

インターネットの活用を中心とする。

3 公正取引協議会運営費についての徴収方法について

○公正取引協議会運営費についての徴収方法について検討を行った。主な検討内容は下記のとおり。

- ・輸入業者については、以前は生産者・輸入業者のグループとしていたが、流通業者と重複しているということで、流通業者のグループに含めることとする提案があった。併せて、関連団体、主催8団体のグループからも徴収する案について、検討を行った。
- ・畳類の主要な業界団体は、本規約の検討を含め業界のための費用負担をしており、また協議会設立後についても各団体所属者への連絡・調整は各団体を通じて行うことや団体として協議会に対して協力することもある。各団体の加盟者は、その費用を各団体の会費として負担しているので配慮が必要。そのため、協議会に団体加盟する主要団体の加盟者と、連絡会に個人加盟する者には、会費に差をつける必要があり後者には相応の附加金の負担を課すことを検討。詳細は下記のとおり。
 - * 畳店及び畳床製造業者については、全日畳、ISO 畳、JIS 床及びその他主要な畳組合、畳床組合の加盟者は基本会費のみとし、非加盟業者は基本会費＋附加金とする。
 - * 流通業者については、全い商連、全畳材、商社会加盟者は基本会費＋（各団体加盟者の規模に応じた）附加金、非加盟業者は基本会費＋附加金とする。
 - * 畳表生産者・輸入業者については、全い連加盟者は基本会費＋（団体加盟者の規模に応じた）附加金、非加盟業者・非加盟生産者・工業表製造者は基本会費＋附加金とする。また、輸入業者は流通業者に含むものとする。
 - * 上記以外の畳関連業界団体、メーカーに対しても、基本会費＋附加金を依頼する。
 - * 主催8団体については、連絡会に引き続き、協議会においても団体会費を負担する。

4 消費者庁とのその後の相談について

- ・消費者庁との打合せ（9/3）の概要報告を行った。（詳細は、「消費者庁との打合せ概要（畳類公正競争規約関係）」を参照）
- ・特定用語について、「最高級」、「高級」の使用基準に関する現在の規約案は、客観的、具体的な事実に基づき、委員会で検討した結果である。ただ、消費者庁からは規約への記載は不適切との指摘だったので、規約での特定用語の規定としては、“最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的な数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。”としておき、最高級等の使用基準の具体的な扱いについては、別途消費者庁と相談していくことを検討する。

以上